柏原市

就学前児童のための教育・保育施設のあり方に関する提言書

就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会

平成 27 年 11 月

目 次

はじめに --- 1

1 現状と課題 --- 2

2 幼保一元化について --- 3

3 公立施設の民営化について --- 6

4 まとめ --- 7

«参考資料»

1 地区別公立施設状況表 --- 8

«付 録»

1 就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会 名簿 --- 9

2 柏原市子ども子育て会議条例(平成 25 年柏原市条例第 14 号) --- 10

3 柏原市こども未来プラン（柏原市子ども・子育て支援事業計画）抜粋 --- 11

4 公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン --- 12

はじめに

国において、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法が成立し、柏原市ではそれに合わせて、平成 25 年 8 月に「柏原市子ども・子育て会議」が設置されました。

私どもは、「柏原市子ども・子育て会議」の委員として、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、平成 27 年度から平成 31 年度を事業期間とする「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」の策定にあたって参りました。

この度、「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」及び平成 26 年 8 月に柏原市が策定した「公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン」に基づき、今後柏原市が進めていく公立幼稚園と公立保育所の統合による幼保一元化施設（認定こども園）への移行及び公立保育所の民営化において、優先して取り組むべき施設について提言するよう柏原市から求められました。

このため、「柏原市子ども・子育て会議」に学識経験者、保護者、地域及び市民の代表で構成する「就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会（以下、「検討部会」という。）」を設置し、これまで計 5 回にわたる検討部会を開催してまいりました。

検討部会では、事務局、市職員代表及び公立施設の施設長から公立施設の現状についての説明を受けるとともに、委員による現地視察を実施し、そのうえで、公立幼稚園及び保育所における課題となっている保育所の待機児童の解消、公立幼稚園の適正規模の確保、施設の老朽化対策について、地区（柏原・堅下・国分・堅上）別での、施設の状況並びに幼稚園、保育所の在籍児数及び保育所の待機児童数等により考察を行いました。

その結果、各委員の様々な視点からの活発な議論を経て、当検討部会としての考え方を「就学前児童のための教育・保育施設のあり方に関する提言書」としてまとめました。

なお、市におかれましては、今後の柏原市の就学前における教育・保育環境の整備にあたりましては、将来を担う子どもたちの最善の利益を最優先に考え、今後の取り組みを進めていただきますことを切に要望します。

1　現状と課題

(1)　保育所の待機児童の増加

核家族化の進行や、ライフスタイルの多様化等により、全国的に保育ニーズが増加している中、柏原市では、特に低年齢における保育ニーズが増加しており、保育所の待機児童が発生しています。

柏原市では待機児童の解消に向けて、小規模保育事業所の認可や公立保育所の民営化により低年齢児の入所枠の拡大を図ることで一定の効果は見込めるものの、公立保育所において 0 歳児からの保育に対応できていないことなどから依然として待機児童は存在しており、「待機児童ゼロ」に向けて今後も取り組みを進めていく必要があります。

(2)　公立幼稚園園児の減少

少子化に伴う就学前児童数の減少、共働き家庭の増加等により、公立幼稚園の在園児数は著しい減少傾向にあり、今後も公立幼稚園の小規模化は進行することが予測されます。

在園児の減少に伴い、各公立幼稚園において教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保できなくなることが憂慮され、休園・廃園等により幼児教育ニーズを満たせなくなる恐れのあることから、施設の再編について検討を行う必要があります。

(3)　施設の老朽化

市内のほとんどの公立幼稚園、公立保育所は、昭和 40 年代又はそれ以前に建築された施設であり、老朽化が進んでいます。子どもたちの安全面を最優先に考えた対応を検討していく必要があります。

(4)　幼稚園・保育所と小学校の接続

近年、いわゆる「小１プロブレム」が問題化するなか、柏原市では就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流、職員の合同研修や就学を控えた子どもたちに対する入学体験（わくわくスタート）等の取り組みを行ってきました。

今後も小学校への「なめらかな接続」に向けた取り組みを効果的に行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を進めていく必要があります。

2　幼保一元化について

柏原市の課題である保育所の待機児童の解消及び公立幼稚園の適正規模の確保に向けて、教育と保育を一体的に提供する幼保一元化施設（認定こども園）への移行は、これらの課題の解消に向けた有効な施策であり、また、保護者の就労状況等に影響を受けず卒園までの教育と保育が保障され、様々な子育て支援を実施する幼保一元化施設に対するニーズはますます高まることが予測されることから、認定こども園は時代が求めるものであると考えられます。

柏原市が幼保一元化施設への移行を進めるに当たっては、公立認定こども園が、本市の幼児教育・保育、子育て支援における基幹的施設となることから、次の点に留意し、市の各部署の十分な連携・協力に基づく取り組みが望まれます。

① 小学校教育との円滑な接続に配慮し、先進市の様々な事例等を参考にしつつ、長期的な視野をもって検討を行うこと。

② 公立認定こども園は、本市の幼児教育・保育、子育て支援における基幹的施設となることから、地域性を考慮したうえで各地区での設置を検討するとともに、幼保一元化を見据え、公立施設において 0 歳児からの保育が実施できるよう自園調理に向けた取り組みや必要となる施設整備等を検討すること。

③ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性の確保や小学校教育との円滑な接続、特別な支援を必要とする乳幼児への適切な支援等を全市的に実現するための教育・保育カリキュラムの策定や随時の見直しのため、積極的かつ継続的に教育・保育関係者（幼稚園教諭、保育士及び小学校教諭等）による研究交流の機会を設け、教育・保育の質の向上を図ること。

④ 認定こども園で取り組む地域子育て支援事業については、充実した内容の事業の実施に努めるとともに、利用者が利用し易いように駐車場を確保する等、施設環境の向上を図ること。

⑤ 短時間保育を必要とする幼児と長時間保育を必要とする乳幼児が共存することから、現在の幼稚園 PTA 活動と保育所保護者会活動の一体化が必要となるため、新たな保護者による活動形態については、保護者の意見を伺いながら、一方に対する負担を強いることのないよう配慮すること。

次いで、現在の施設について、地区ごとに幼保一元化施設への移行のあり方について考察・検討しました。

柏原地区

柏原地区は、私立幼稚園及び私立保育所が無く、公立幼稚園 1 園(柏原西)及び公立保育所 2 か所(柏原西・柏原)となっています。

このことから、0 歳児から入所できる保育所がないことに加え、今後、柏原西幼稚園在園児の減少により適正規模を満たさなくなることが憂慮されることから、幼保一元化施設への移行等による対策を早急に講じるべきであると考えます。

施設の統合については、3 施設による統合又は柏原西幼稚園と柏原西保育所による 2 施設の統合のいずれかが考えられますが、将来に向けた長期的なビジョンを持つとともに保育所の待機児童など喫緊の課題の解消を先送りすることなく迅速に対策を講じる必要があります。

堅下地区

堅下地区は、私立幼稚園 1 園、私立保育所 3 か所、公立幼稚園 2 園(堅下・堅下北)及び公立保育所 2 か所(堅下・法善寺)となっております。このうち、法善寺保育所については、平成 28 年 4 月からの民営化が予定されています。

施設の統合については、堅下幼稚園と堅下保育所の統合が考えられますが、地区に私立施設が集中していることから、新たな施設の設置等については、私立施設の今後の運営方針や地域ニーズなどを踏まえた慎重な検討が必要と思われます。

統合を実施する場合は、両施設とも老朽化が進んでいることから、既存施設の活用ではなく、他の用地を用いた新たな施設整備を検討する必要があります。

国分地区

国分地区は、私立幼稚園 1 園、私立保育所 3 か所、公立幼稚園 2 園(国分・玉手)、公立保育所 2 か所(国分・円明)となっています。

施設の統合については、国分幼稚園と国分保育所、玉手幼稚園と円明保育所が考えられ

ますが、堅下地区と同様に地区に私立施設が集中していることから、新たな施設の設置等については、私立施設の今後の運営方針や地域ニーズなどを踏まえた慎重な検討が必要と思われます。

統合を実施する場合は、国分保育所については小規模保育事業所の連携施設として卒園後の受け皿となっていること、また、既に子育て支援センターとして子育て支援事業を実施していること、さらに施設が小学校に隣接しているため、小学校と連携した幼児教育・保育が行えることなどから、施設の整備が可能であれば、国分幼稚園と統合した認定こども園化によって、3ページで述べた基幹的施設として発展できる可能性を持つと考えます。

玉手幼稚園と円明保育所については、現在の在籍児数に対する施設規模から考えると、既存施設を利用しての統合は困難であると考えます。ただし、新たな用地が確保できるのであれば、統合による認定こども園化について検討を進めることが可能となります。

堅上地区

堅上幼稚園を幼保一元化施設へ移行するには、施設改修(調理室の設置等)が必要となりますが、既存の敷地面積では困難であると考えます。

今後は、認定こども園としての設置基準を備えるべく、施設の移転や小学校等との複合施設化等の検討を行う必要があります。

3　公立施設の民営化について

柏原市が平成 26 年 8 月に策定した「公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン」では、概ね 5 年で 2 か所の公立保育所を民営化するとされており、これを受けて低年齢児の待機児童解消を目的として、平成 28 年 4 月から法善寺保育所が民営化される予定です。

次に民営化する公立保育所については、前章での統合による認定こども園化の候補に入らない施設について、優先的に検討する必要があります。

具体的には、0 歳児から入所できる保育所がない柏原地区において、柏原西幼稚園と柏原西保育所の 2 施設による認定こども園化が選択された場合には、代替用地の確保を前提として柏原保育所の民営化を推し進めるべきであると考えます。

また、堅下地区、国分地区においても、統合による認定こども園化を基本としつつ、認定こども園化に向けた施設整備費等についての財政的負担を勘案し、民間活力を導入した方が効果的であると判断された場合は、代替用地の確保を前提としての検討をする必要があると考えます。

なお、民営化後の施設形態については、単に保育所とするのではなく、可能な限り認定こども園化を促進するとともに、地区のニーズに見合った検討を行うようにしてください。

４　まとめ

本検討部会でとりまとめた提言について個別に計画を進める際には、子どもたちの最善の利益を最優先に考えたうえで、人口動態や保護者のニーズに見合った施策とするため、広く市民の意見を聴取するとともに、十分な説明を行ったうえで実施してください。

また、市立小学校・中学校の再編等に幼稚園、保育所及び認定こども園の接続等を含めて、長期的な視野をもって計画を進めていくことが基本となりますが、現在市が抱えている喫緊の課題の解消も先送りせず、迅速かつ丁寧に課題の解決に向けた取り組みを進められることを強く望みます。

本提言書では、就学前児童のための施設のあり方について提言をするところですが、幼稚園、保育所及び小学校の関わりだけでなく、子どもたちが成人するまでより良い将来へ繋がるよう柏原市が責任を持ち、今後、柏原市において子育て環境がさらに充実し、定住人口の確保につながることを期待しつつ、提言のおわりとします。

地区別公立施設状況表

地区	施設名	種別	建築年又は認可年	経過年数	園舎面積 園庭面積	対応年齢	定員	H27.4.1児童数	定員充足率	待機児童数(※1)	同地区にある私立保育所等	同地区にある私立幼稚園	その他特記事項	最寄の小学校	小学校までの距離(※2)
柏原	柏原保育所	保育所	S24	66年	478.31㎡ 350.00㎡	満1歳8か月～(※3)	90	77	85.6%	1	なし	なし		柏原小学校	約60m
	柏原西幼稚園	幼稚園	S45	45年	774.00㎡ 1195.00㎡	4歳児～	105	33	31.4%						約550m
	柏原西保育所	保育所	S51	39年	603.61㎡ 510.00㎡	満1歳6か月～	120	92	76.7%						約600m
堅下	堅下幼稚園	幼稚園	S29	61年	743.00㎡ 846.00㎡	4歳児～	175	33	18.9%	5	かしわ保育園 みずほ保育園 まどか保育園	第二白鳩幼稚園		堅下小学校	約100m
	堅下保育所	保育所	S44	46年	465.37㎡ 450.00㎡	満1歳6か月～	120	97	80.8%						約250m
	堅下北幼稚園	幼稚園	S49	41年	568.00㎡ 1617.00㎡	4歳児～	105	23	21.9%					堅下北小学校	約270m
	法善寺保育所	保育所	S48	42年	751.00㎡ 775.00㎡	満1歳6か月～	150	116	77.3%				H28.4.1民営化		約500m
国分	国分幼稚園	幼稚園	S44	46年	800.00㎡ 586.00㎡	4歳児～	175	72	41.1%	2	南河学園附属国分保育園 北阪保育園 旭丘まぶね保育園 (小規模) ニチイキッズ (小規模)つくし保育園	関西女子短期大学附属幼稚園		国分小学校	約200m
	国分保育所	保育所	S46	44年	562.85㎡ 1255.00㎡	満1歳6か月～	120	62	51.7%						約200m
	玉手幼稚園	幼稚園	S49	41年	535.00㎡ 479.00㎡	4歳児～	175	40	22.9%					玉手小学校	約90m
	円明保育所	保育所	S49	41年	599.80㎡ 550.00㎡	満1歳6か月～	120	116	96.7%						約200m
堅上	堅上幼稚園	幼稚園	S47	43年	147.00㎡ 378.00㎡	3歳児～	35	23	65.7%	0	なし	なし		堅上小学校	約300m

※1　待機児童数は、保育所入所を待機している児童で平成27年8月1日現在

※2　通用門間を徒歩で移動した場合の概算距離

※3　柏原保育所は4月1日現在の年齢が満1歳8か月以上(1・2歳児クラス混合のため。)

就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会　委員名簿

（敬称略・５０音順）

区分	氏　名	団体名等
子ども・子育て支援に識見を有する者	こまつ　こうじ 小松　孝至	大阪教育大学　准教授
子どもの保護者	こんどう　はるこ 近藤　温子	柏原市PTA協議会母親部会
公募により選考された市民	なかの　みなこ 中野　美奈子	柏原市民代表（公募）
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	にし　いくよ 西　育代	主任児童委員
子ども・子育て支援に識見を有する者	よこやま　まきこ 横山　真貴子	奈良教育大学　教授

柏原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 5 日

条例第 14 号

(設置等)

第 1 条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、柏原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、同条第 3 項の規定によりその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　子どもの保護者

(2)　事業主を代表する者

(3)　労働者を代表する者

(4)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5)　子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(6)　子ども・子育て支援に関する団体に属する者

(7)　公募により選考された市民

3　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条　子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2　部会に部会長及び部会委員を置き、それぞれ委員のうちから会長が指名する。

3　部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

柏原市こども未来プラン（柏原市子ども･子育て支援事業計画）抜粋

第４章　計画の基本的な考え方

３．基本目標（36 頁）

１　幼児期の教育･保育環境の充実

幼児期は遊びや生活を通じて、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。多様化する保育サービスの需要に対応できるよう、保育サービスの充足や質の確保に努めます。また、幼稚園･保育所･認定こども園等が連携して幼児教育に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

(略)

第５章　施策の具体的展開

１．幼児期の教育･保育環境の充実

（１）多様な保育サービスの充実（39 頁）

就労する保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育の量的拡大、多様な保育サービスの提供などに取り組み、保育環境の整備を図ります。また、保育を通して、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図っていきます。

取り組み	内容
認可保育所の適切な整備	近年増加傾向にある保育ニーズ、特に低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、公立保育所の民営化に取り組むとともに、既存の保育所における入所枠の拡大、小規模保育所の整備等を進めます。

（２）幼児教育の充実（40 頁）

幼児教育を希望するすべての子どもが発達段階に応じた教育が受けることができるよう、幼児教育の質の向上に取り組みます。

取り組み	内容
幼児教育の充実	幼稚園や保育所等において、幼児期からの心を育む保育や教育を推進するとともに、小学校生活に円滑に移行できるよう、保幼小中一貫教育による質の高い保育・教育を受けることができるよう取り組みます。そのため、各部局が連携し、継続した支援が可能となるシステムづくりに努めます。また、支援の必要な子どもの早期発見、継続した支援が提供できるよう、「個別の教育支援計画」を市内全域で作成・活用することを通しても連携を深めていきます。

（３）教育･保育の一体的提供（41 頁）

保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い幼児期の教育･保育を受けることができる環境づくりのため、認定こども園の普及を推進するとともに、幼児期の教育･保育から小学校教育への円滑な接続に向けた取り組みを進めます。

取り組み	内容
認定こども園の普及	就学前の子どもに関する教育･保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。

公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン

■はじめに

全国的に少子化が進行している中、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、保育需要は増加傾向を示すとともにニーズも多様化してきています。

このような状況の中、平成 27 年度から幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実等を目的とした子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートします。

子育て支援は、柏原市にとっての最重要施策であり、将来を担う子どもたちの最善の利益を考えるとともに誰もが子どもを安心して産み育てることのできる環境を整備するため、幼稚園・保育所の規模の適正化に取り組み、幼児教育・保育の質の向上を図ってまいりたいと考えています。

■保育所の現状と課題

本市には公立保育所 6 か所、民間保育所 6 か所の計 12 か所の保育所が設置されており、平成 26 年 4 月現在で、就学前児童 3,275 名のうち、1,237 名が保育所に入所されています。また、保育所入所待ち（待機）いただいている児童は 13 名（1 歳児 12 名、2 歳児 1 名）となっています。

10 年間での入所児童の推移状況をみると、就学前児童の全体数が減少している（平成 17 年 4,260 名→平成 26 年 3,275 名）中、保育所に入所する児童は 61 名増加しています。年齢別では 2 歳児 34 名、1 歳児 43 名、0歳児で 19 名増加しており、低年齢児の保育ニーズが高まっていることが顕著に表れています。

【表１】保育所入所児童数の推移

（単位：人）

		平成17年4月現在			平成26年4月現在			10年間での増減数		
		公立保育所	民間保育所	公立民間 計	公立保育所	民間保育所	公立民間 計	公立保育所	民間保育所	公立民間 計
年齢別	5歳児	167	132	299	152	133	285	▲ 15	1	▲ 14
	4歳児	137	135	272	124	122	246	▲ 13	▲ 13	▲ 26
	3歳児	126	119	245	131	119	250	5	0	5
	2歳児	85	113	198	119	113	232	34	0	34
	1歳児	18	111	129	34	138	172	16	27	43
	0歳児	—	33	33	—	52	52	—	19	19
児童数　計		533	643	1,176	560	677	1,237	27	34	61
定員計		720	645	1,365	720	645	1,365			
入所率		74%	100%	86%	78%	105%	91%			
0～5歳の児童数				4,260			3,275			▲ 985

次に、公立保育所と民間保育所の入所率（入所児童数／入所定員）の比較では、公立保育所は約 78%、民間保育所では約 105%と、民間保育所を希望される傾向が高くなっています。これは、従来から職員配置の対応など迅速かつ柔軟な運営を行える民間保育所に低年齢児の保育を担っていただき、公立保育所の入所対象年齢を満１歳６か月以上からとしていることが１つの要因であると考えられます。

これまでも、本市では有識者、保育所を利用する保護者の代表、保育所関係者等で構成された「柏原市の公立保育所の今後のあり方検討委員会」において、公立保育所の今後の運営について提言を受けています。

提言書では、保育ニーズの拡大や多様化する保育ニーズに対応した取り組みを進めるため、①障害児保育の一層の推進　②地域における子育て支援の推進　③公立保育所の民営化の推進が求められています。

■公立幼稚園の現状と課題

本市には公立幼稚園 6 園、私立幼稚園 2 園が設置されており、平成 26 年 5 月現在で、公立幼稚園に在園する児童数は 248 名、私立幼稚園（市外幼稚園を含む）に在園する児童数は 451 名となっています。

少子化の進行に伴い、公立幼稚園の園児数は著しく減少（平成 17 年 470 名→平成 26 年 248 名）しています。また、園児数の減少により 1 クラスの園児数が 14 人以下の少人数の幼稚園が３園６クラスあります。

【表 2】平成 26 年５月現在の公立幼稚園　園児数

（単位：人）

		柏原西	堅 下	堅下北	堅 上	国 分	玉 手	合 計
年齢別	５歳児	15	17	11	11	43	33	130
	４歳児	16	13	11	12	44	17	113
	３歳児	－	－	－	5	－	－	5
園児数　計		31	30	22	28	87	50	248
定員数		105	175	105	35	175	175	770
定員充足率		30%	17%	21%	80%	50%	29%	32%

園児数が少ない園では、子ども同士が切磋琢磨する機会の減少、人間関係の固定化、また良い意味での競争心の希薄化という教育効果の低下も考えられ、必ずしも適切とはいえない状況にあります。将来においても、就学前児童の減少が予測されることから園児数の減少傾向は一層進むものと考えられます。

本市では、有識者、幼稚園を利用する保護者の代表、幼稚園及び保育所関係者等で構成された柏原市幼児教育審議会に「就園数が減少傾向にある本市の公立幼稚園運営について」諮問し、同審議会から今後の公立幼稚園の運営については、個々の幼稚園や地域の実情に合わせ、再編統廃合・民営化・幼保一元化のいずれかの方法を用いることが望ましいとの答申を受けています。

■幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組み

●民間活力の導入

今後もニーズの高まりが予想される低年齢児の保育に対応するため、公立保育所が新たな人材の確保、施設改修等を行うなど体制を整え実施するよりも、公立保育所を民営化し、更なる民間活力の導入を図ることが有効だと考えます。公立保育所の民営化により、低年齢児の保育に対応する民間保育所を増やすことで、待機児童の解消を図ります。

また、保育所は、同じ保育料により同様の保育サービスを提供する施設でありますが、国・府からの運営負担金は、民間保育所のみを対象としたものとなっていること等から、公立と民間では、運営経費にコスト差が生じています。公立保育所を民営化した場合、1 保育所あたり約 2,180 万円の経費の節減が見込まれます。

既存の公立保育所を民間に任せることにより、その運営に必要としていた人材や経費の一部は、障害児保育、家庭支援、地域における子育て支援の充実に活用し、柏原市全体の子育て環境の向上を図ります。

【表 3】保育所運営経費の比較

※24 年度決算に基づく試算（単位：千円）

（公立保育所）

	6園 計	1園あたり
歳 出 額	532,125	88,688
歳 入 額	111,229	18,538
市負担額	420,896	70,149 …①

児童 1 人あたりの年間コスト	766 延べ在園児数　6、596 人

（民間保育所）

	6園 計	1園あたり
歳 出 額	761,682	126,947
歳 入 額	471,542	78,590
市負担額	290,140	48,357 …②

児童 1 人あたりの年間コスト	396 延べ在園児数　8、785 人

公立保育所 1 園を民営化した場合の節減見込み額（①－②）	21,792

民営化の進め方

１．民営化の形態

民営化の形態としては、設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民設民営方式」と運営主体のみを民間に移行する「公設民営方式」があります。

本市では、民間保育所の特性である柔軟性、迅速性を発揮した保育所運営が可能となり、施設整備にあたっては、国・府の補助金を活用できる「民設民営方式」を採用します。

２．民営化対象保育所の選定

市内６か所ある公立保育所のうち、２か所の民営化を中期目標（概ね５年間）とし、実施時期は平成28年４月を目標に取り組みを進めます。

対象保育所の選定については、地域のバランスやニーズを勘案したうえで、順次選定していきます。

３．民営化対象保育所の公表と説明会

対象保育所の公表は、広く市民に行います。公表にあたっては、保護者が入所を希望する保育所を選択できるように、次年度の入所申込み開始時期に間に合うように周知します。公表後は、対象保育所に入所している保護者の方々に理解を深めていただけるよう、説明会を複数回開催するなど、丁寧な対応につとめます。

４．移管先事業者の選定

民営化にあたっては、現在保育所に入所している児童が移管後の保育所においても、引き続き安心して安定した保育所生活をおくることができるよう進めていく必要があります。

そのためには、認可保育所の運営について豊富な経験と実績を有し、安定した経営が見込まれる社会福祉法人を選定するのが望ましいと考えています。

なお、社会福祉法人の選定にあたっては、明確な選定基準を定めるとともに、対象保育所の保護者代表、有識者、保育所関係者等で構成する選定委員会を設置し、選考にあたります。

５．引継ぎ

円滑な引継ぎのため、１年以上の期間をかけて移管する保育所の新旧職員が協力して保育に携わることとします。

このうち、移管前に移管先の職員が協力する保育（移管前の合同保育）及び移管後に移管前の職員が協力する保育（移管後の引継ぎ保育）の機会を必ず設け、その時期、期間については、保護者・移管先法人・市で協議し、定めます。

６．三者協議会の設置

移管先法人決定後は、速やかに対象保育所の保護者・移管先法人・市の三者からなる協議会を設置します。

協議会では、民営化移行までの期間は、引継ぎの計画や体制づくり等の協議を行います。また、民営化後は、保育所の運営状況を確認するとともに、問題が生じた場合は、解決を図ります。

●公立幼稚園の規模の適正化（こども園への再編）

就学前児童数の減少、保育所入所児童数の増加により公立幼稚園の在園児数は著しい減少傾向を示しています。その結果、平成 22 年 1 園を休園（平成 24 年度に閉園）するに至りました。

現在ある公立幼稚園６園についても、園の小規模化が進行しており、適正な集団教育が図れなくなることが憂慮されることから、今後の公立幼稚園の運営については、市内の就学前教育と位置づけ、幼稚園と保育所を併せて、検討を進めることが有効だと考えます。

幼児教育の場としての適正な規模を満たさないと判断された幼稚園については、関係機関との連携を図ったうえで、保育所との統合による教育・保育を総合的に提供する施設（こども園）への再編を検討してまいります。

公立施設の民営化等による幼保一元化のイメージ

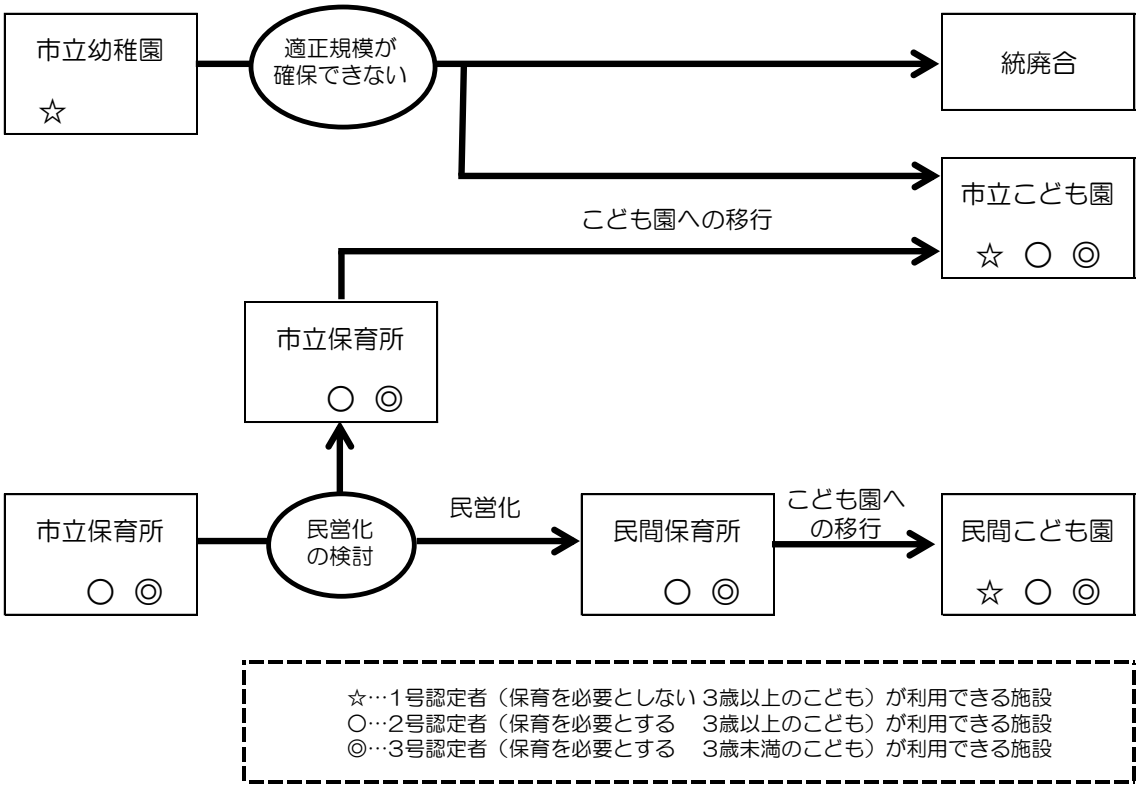

◆市立保育所・幼稚園の再編後◆

平成26年4月現在

	柏原地区		堅下地区		国分地区		堅上地区
市立保育所 【建築年】 （児童数）	柏原西 【S50】 （71人）	柏 原 【S41】 （89人）	堅 下 【S44】 （105人）	法善寺 【S48】 （123人）	国 分 【S47】 （53人）	円 明 【S49】 （118人）	
市立幼稚園 【建築年】 （園児数）	柏原西 【S45】 （31人）		堅 下 【S43】 （30人）	堅下北 【S49】 （22人）	国 分 【S44】 （87人）	玉 手 【S49】 （50人）	堅 上 【S47】 （28人）

再編

●保育所民営化後のこども園移行
●公立保育所と公立幼稚園のこども園化
（※園児数の減少により、適正規模を確保できない幼稚園を対象）

	柏原地区	堅下地区	国分地区	堅上地区
市立・私立 こども園	1～2園	1～2園	1～2園	1園

※民間保育園、私立幼稚園が現状のままとした場合

民間保育園		・みずほ保育園 ・まどか保育園 ・かしわ保育園	・南河学園附属 国分保育園 ・旭丘まぶね保育園 ・北阪保育園	
私立幼稚園		・第二白鳩幼稚園	・関西女子短期大学 附属幼稚園	